

公益財団法人結核予防会結核研究所 公的研究費に係る不正処理規程

(目的)

第1条 本規程は、公的研究費に係る不正に対する対処の方法について定めるものである。

(告発窓口)

第2条 事務部長を内外からの告発の窓口とする。

- 2 公益財団法人結核予防会コンプライアンスガイドラインに基づき、公益財団法人結核予防会顧問弁護士を告発の窓口とすることができる。

(告発の取扱)

第3条 告発等(報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む)を受け付けた場合は、受付から30日以内に、その内容の合理性を確認し、最高管理責任者が調査の要否を判断するとともに当該調査の要否を公的研究費の配分機関に報告しなければならない。

(調査)

第4条 調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、不正の有無、不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用相当額等について調査を実施しなければならない。

(調査委員会)

第5条 調査委員会は公正かつ透明性の確保を旨としなければならない。

- 2 調査委員には当財団に属さない第三者(弁護士、公認会計士等)を参加させることとする。
- 3 第三者の調査委員は、当法人及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 4 調査委員会は不正の有無、不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用相当額等について認定する。

(研究費の使用停止)

第6条 最高管理責任者は、調査委員会の報告に基づき、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象となっている研究費の使用停止を命ずることができる。

(配分機関への報告及び調査協力)

第7条 最高管理責任者は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について、公的研究費の配分機関に報告し協議しなければならない。

- 2 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最

終報告書を公的研究費の配分機関に提出しなければならない。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を当該配分機関に提出しなければならない。

- 3 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告しなければならない。
- 4 配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出しなければならない。
- 5 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、配分機関が当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査を求めた場合はそれに応じなければならない。

(懲 戒)

第8条 懲戒は公益財団法人結核予防会就業規則の定めによる。

(改 廃)

第9条 本規程の改廃は、結核研究所部長会が行う。

附 則

本規程は、平成27年3月25日から施行する。